



小学校でも模擬裁判

会員 松野 絵里子 (52期)

民事弁護修習のころ、そういえば私たちって学校で「法律ってなんだろう」ということを習ってこなかったなあ…と思い、法教育の必要性を感じました。特に家庭裁判所では、なじみやすい家族法の分野ですらご自身の権利と義務の関係をお伝えすることの難しさを実感し初等教育からの法教育が大事だと思えるようになりました。そこで、私は現在、東京弁護士会の法教育センター運営委員会に入り、学校での法教育の実施の活動に取り組んでいます。この場を借りてその活動を宣伝させていただきたいと思えます。

法教育とは

法教育とは何か？ その定義は確立していないのではないかと思います。私が自分で定義するなら、「ひとりの市民としての権利と義務の感覚をきちんと保有するための教育」という感じだと思っています。例えば、イギリスには法教育を実践している教師の団体があり、そこには、法教育(Citizenship Education)は、「若い人に民主的な市民として権利行使方法と公的な責務の果たし方を教育するためのもの」と説明されておりますが、なかなか的を射たものだと思います。http://www.teachingcitizenship.org.uk/ ここでのポイントは、近代立法社会の市民原則の土台となる権利と義務がセットになっているということでしょう。

小学生にも民事模擬裁判！

委員会では、法教育を広めるために実践的な授業や裁判傍聴を実施しています。私は個人的に民事的な法教育に興味があるため、新企画PTという新しい企画を考えて実践するチームに属して民事模擬裁判の授業の開発に取り組んでいます。2009年は、ルール作りというプログラムを新宿区と武蔵野市の小学校で実践させていただき、今年度は初の試みとして、民事模擬裁判的な授業を中央区の小学校で行いました。ルール作りは、小学校6年生

にマンションのルールを考えてもらうもので、6人くらいの班で協議をしてルールを作っていくというものです。ルールは学校にも規則があることから子供にもなじみがありますが、権利を守るという観点からロールプレイ方式にし自分のロールの人の権利主張をするという形をとっています。ある人になり切ってその人の立場で主張するわけです。

2010年12月に初めてトライした民事模擬裁判は、人権の衝突が問題となる出版差止事件を題材としたものです。プライバシー侵害によるアイドルの写真集の差止めが認められるか、出版社側弁護士グループとアイドルの事務所側弁護士グループと裁判体に分かれ、2つの弁護士グループが協議の上意見をまとめて発表し反論しあい、裁判体は釈明権を行使しつつ最終的に決定を下すというものです。やってみると、釈明権の行使が意外に難しかったり、学ぶことは多かったです。

日常業務と法教育

私は、法教育とは市民としての権利と義務の「感覚」の育成プロセスであると思っています。そういう意味では、弁護士が、日々お会いするお客様に対して(僭越ですけど)そのような市民感覚をお持ちいただくように努力することは意味のあることだと思っています。権利と義務をセットに考える市民感覚というのは、日本文化において欠けている傾向にあると思いますし、そのような観点からの教育がなかった以上それは仕方のないことでしょう。しかし、市民感覚は本来の人間の持っている普遍的な正義感や公平の意識、善悪にも本来なじみの深いものであり(私はそう信じています)、近代民主主義は、そういった健全な個人たる市民の権利・義務の意識を土台として成立しているはずで、そして、法曹は、法社会秩序の番人としての責務を担った職業であるはずですから、そういった観点をもちつつ依頼者と接することは大切なことと、依頼者との関係構築にも資すると思うのです。